

カジノ実施法成立強行に断固抗議します

日本のどこにもカジノ賭博場はいりません。

530-0047 大阪市北区西天満4-5-5

マーキス梅田301号大阪いちょうの会内
全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会
会長 岡田 悟

7月20日、刑法が禁じる民間賭博たるカジノ実施法が強行成立させられました。

どの世論調査をみても国民の圧倒的多数が反対する中での暴挙です、また、西日本豪雨災害のさなか、「人の命よりも賭博か」と非難渦巻く中での採決を強行したという点でも許されるものではなく、満身の怒りを込めて抗議するものです。

日本はすでに27兆円ものギャンブル市場が存在する「ギャンブル王国」であり、厚労省調査でもギャンブル依存症の疑いのある人は320万人にもものぼると言われています。

政府や推進派は「世界最高水準の依存症対策＝カジノ規制」と言い続けてきましたが、実際に出された法案は、入場回数制限を1週間で3回、28日間で10回、しかし24時間営業ですので1週間に6日間滞在可能という、まさにのめり込み促進、入り浸り促進の穴だらけのものでした。

さらに、この法律ではカジノ事業者がカジノ顧客に対して金銭の貸し付け(特定資金貸付業務)をおこなうことを可能としています。この貸付には貸金業法が定める年収3分の1以内の総量規制すらはたきません。すなわちカジノ事業者みずからが貸金業者となり、賭博に負けた客に対して際限の無い巨額の借金をさせてまで徹底して金をまきあげんとするもので、これまでクレジット・サラ金被害とたたかいつづけてきた当協議会にとっては、まことに言語道断の悪法としか言いようがありません。

当協議会＝被連協はこれまで一貫してカジノの解禁に反対し、また、サラ金被害・クレジット被害、ヤミ金被害とたたかってきました。そして、ギャンブル依存症の方、そのご家族にも寄り添い、ともに悩み苦しんでまいりました。

今回のカジノ法強行成立は私たちのこれまでの取り組みをまさにあざ笑うものです。人を不幸に陥れることを前提にしたカジノ設置を許すわけにはいきません。

カジノ実施法は強行成立させられたとはいえ、同法にはカジノの誘致は地元の同意を必要とする手続き規定が謳われており、地元の同意が無ければカジノを開設することはできないしくみとなっています。世論調査の結果は一貫してカジノに反対の意思が強く示されており、この世論を力に地元住民の反対の意思を誘致自治体に突きつけるための運動に当協議会＝被連協は全国の被害者の会とともにカジノ設置を許さない取り組みを強めていきます。

日本のどこにもカジノ賭博場を作らせないために多くの方々とさらに手を携えて運動をひろげていきましょう。

以上